

令和8年6月市議会定例会

議 案

< 報第16号 >

）

< 報第18号 >

焼 津 市

令和8年6月市議会定例会

議 案 目 次

議案番号	件 目	頁
報第16号	株式会社焼津水産振興センターの令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画について	別冊
報第17号	専決処分事件の報告について（構築物破損事故に起因する損害賠償事件について）	1
報第18号	専決処分事件の報告について（交通事故に起因する損害賠償事件について）	2

報第17号

専決処分事件の報告について

「構築物破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和8年6月3日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月26日提出
焼津市長 中野 弘道

専第15号

構築物破損事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、構築物破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和8年6月3日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 1,697,300 円

報第18号

専決処分事件の報告について

「構築物破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和8年6月12日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月26日提出
焼津市長 中野 弘道

専第16号

交通事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和8年6月12日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 36,356 円